

土地売買に関する契約書(案)

¥7,904,925.-

国土交通省が施行する六甲山系砂防事業本庄堰補強工事のために必要な土地について所有者芦屋市打出芦屋財産区を甲とし、乙をとして、下記条項により土地売買に関する契約を締結する。

記

(契約の主旨)

第1条 甲は、甲の所有に係る別表第1に掲げる土地（以下「土地」という。）を乙に売り渡し、土地に賃権、抵当権又は先取特権が設定されており、又は存するときは、当該権利を消滅させ、かつ、土地に物件（移転することにつき甲が権原を有しないものを除く。）が存するときは、当該物件を移転するものとする。
2 乙は、下記内訳による頭書の金額を甲に支払うものとする。

頭書の金額の内訳

土地代金	¥7,904,925.-
別表第2に掲げる物件の移転料及び同表に掲げるその他通常受ける損失の補償金（甲が負担することとなる消費税及び地方消費税相当額を含む。）	¥-

(土地の引渡期限等)

第2条 甲は、平成24年 3月31日までに乙に土地を引き渡すものとする。
2 甲は、前項の規定により乙に土地を引き渡す場合において、土地に前条第1項に規定する権利が設定されており、又は存するときは、あらかじめ、当該権利を消滅させ（当該権利が登記されているときは、当該登記を抹消せらるものとする。）、かつ、土地に前条第1項に規定する物件が存するときは、あらかじめ、当該物件を移転するものとする（当該物件が登記されているときは、滅失等の登記手続に努めるものとする。）。
3 甲は、止むを得ない事情により、第1項の期限までに乙に土地を引き渡すことができなくなった場合には、期限の変更について乙と協議するものとする。
4 甲は、土地に前条第1項に規定する権利以外の権利が設定されているときは、当該権利の消滅（当該権利の登記の抹消を含む。）に協力するものとする。

(登記関係書類等の提出)

第3条 甲は、乙が土地の所有権移転登記の嘱託をするために必要な関係書類その他乙が必要と認めて提出を求めた書類を遅滞なく乙（六甲砂防事務所長）に提出するものとする。

(補償金の支払)

第4条 甲は、次のすべての要件が満たされたときに、頭書の金額のうち¥5,533,000.-の支払を乙（首肯支出官又は資金前渡官吏）に請求することができる。
一 土地に第1条第1項に規定する権利が設定されている場合であって当該権利が登記されているときは、当該登記が抹消され、又は当該登記の権利者の当該登記を抹消することを承諾する旨を証する書面が乙に提出されたとき。

二 土地に第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合又は土地に同条同項に規定する物件以外の物件若しくは借家人（借間人を含む。以下この条及び第7条において同じ。）が居住する建物が存する場合においては当該権利者、物件所有者又は借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立したとき。
三 前条の規定により書類を提出したとき。

- 甲は、第2条第1項の規定により乙に土地を引き渡し、かつ、土地の所有権移転登記が完了したときに、頭書の金額から前項の規定により請求した金額を控除した金額の支払を乙（官署支出官又は資金前渡官吏）に請求することができる。
- 乙は、第1項又は前項の規定による請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に請求に係る金額を甲に支払うものとする。

(第三者による代理)

- 第5条 甲は、乙の承諾を得て頭書の金額の全部又は一部の請求及び受領につき、第三者を代理人とすることができます。
2 乙は、前項の規定により甲が第三者を代理人とした場合において、甲の提出する委任状に当該第三者が甲の代理人である旨の明記がなされ、かつ、当該第三者から委任に係る請求があったときは、当該第三者に対して前条の規定に基づき支払を行うものとする。

(土地の譲渡等の禁止)

第6条 甲は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる行為で乙（六甲砂防事務所長）の同意を得たものについては、この限りでない。

- 土地を第三者に譲渡すること。
- 土地に地上権、賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。
- 土地に物件を設置すること。
- 土地の形質を変更すること。
- 土地に甲の所有に係る土地に定着する物件が存するときは、甲は、この契約の締結後においては、当該物件を第三者に譲渡し、又は当該物件に賃借権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定してはならない。ただし、乙（六甲砂防事務所長）の同意を得たときは、この限りでない。
- 甲が前2項の規定に違反し、乙に損害を与えたときは、乙は、甲に支払うべき損失補償金の額から当該損害額を控除して支払い、又は甲に損害の賠償を請求することができる。

(契約の解除)

- 第7条 乙は次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
一 甲が前条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
二 土地に第1条第1項に規定する権利が設定されており、又は存する場合において、甲が、引渡期限までに当該権利を消滅させることができないとき。
三 土地に第1条第1項に規定する権利以外の権利が設定されている場合又は土地に同条同項に規定する物件以外の物件若しくは借家人が居住している建物が存する場合において、引渡期限までに当該権利者、物件所有者若しくは借家人と乙との間にそれぞれ補償契約が成立しないとき。

(残留物件の処理)

- 第8条 引渡期限後において、土地に第1条第1項に規定する物件が存するときは、乙は、甲に代わって当該物件を移転することができるものとし、このために必要な経費は甲の負担とする。

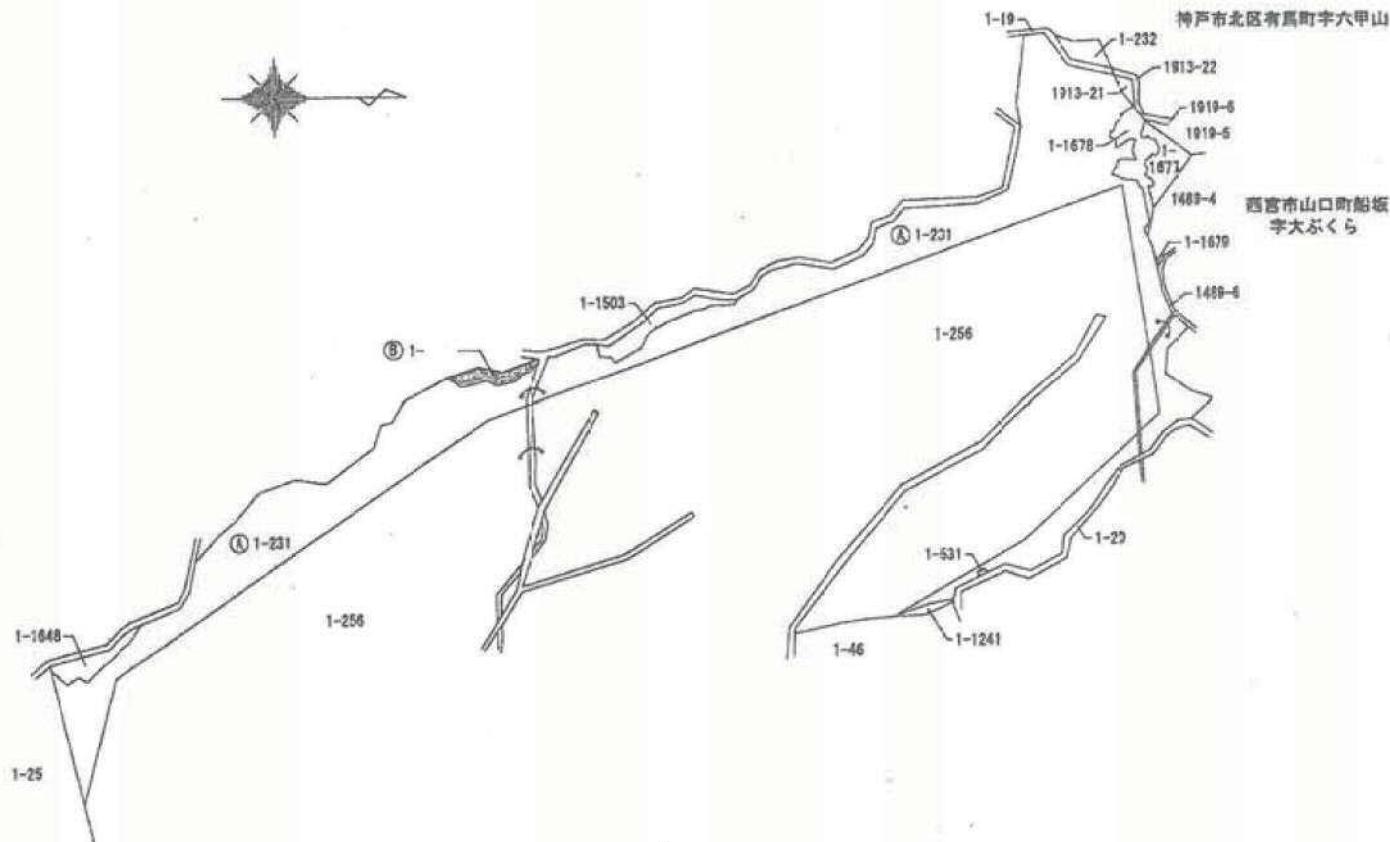
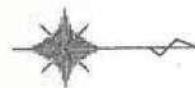
地番 1-

土地所在図

土地の所在

芦屋市奥山

(1/4)



作成者
土木課 土地士 光川徳架

宝塚市中央1丁目4番27号

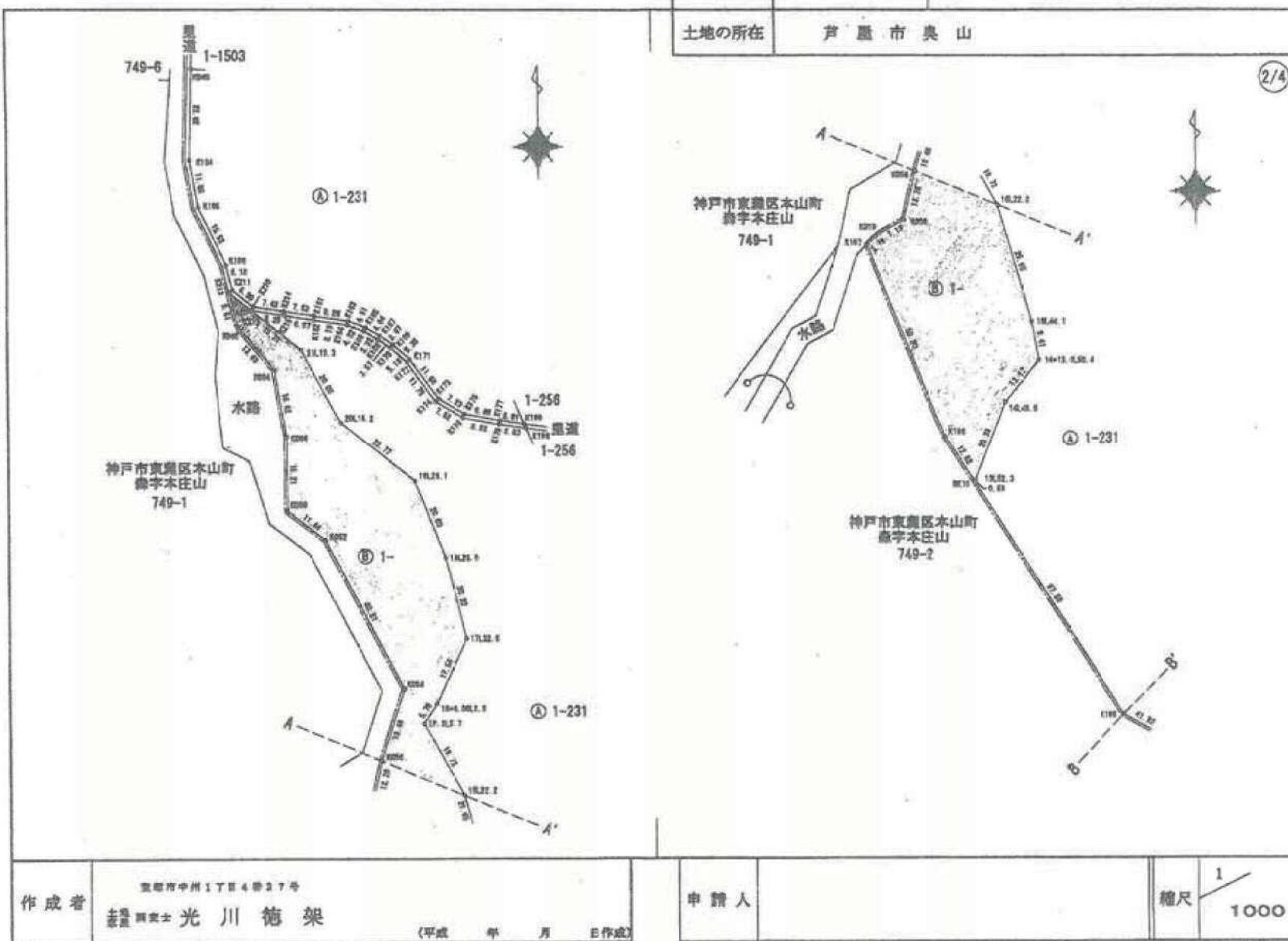
(平成 年 月 日作成)

申入人

縮尺
1

地番	I-	地積測量図
土地の所在	芦屋市奥山	

2/4



地番	1-	地積測量図
土地の所在	芦屋市奥山	

3/4



地積測量図

地番	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn) Yn
K01	-135530.316	85849.812	-335512.052828
K018	-135547.815	85852.024	-1025311.144752
K024	-135550.054	85850.584	-2304440.570095
K008	-135574.459	85853.540	-2971912.419158
K050	-135582.878	85853.751	-2161819.351425
K052	-135592.634	85872.940	-3709712.503640
K054	-135635.877	85891.020	-4825177.253041
K029	-135653.483	85896.037	-2541024.293032
K025	-135665.483	85893.422	-1332632.050174
K029	-135665.483	85893.422	-62554.053513
K107	-135671.684	85874.378	-4224781.078072
K196	-136015.197	85863.022	-4934298.634024
K110	-136025.031	85869.878	-889114.023023
19.52.3	-126028.654	85905.343	1643717.643224
14.48.8	-136009.643	85907.559	2505271.482208
14-13.856.4	-135999.502	85915.908	1690229.148002
19.44.1	-135999.246	85914.713	3741971.318165
18.22.2	-135991.787	85905.933	3831569.099038
19.38.7	-135842.400	85934.364	1007758.688840
16-4.023.8	-135821.851	85935.448	1797618.482160
17.12.4	-135821.662	85906.856	3061665.355440
18.25.8	-135801.942	85901.742	3207666.175060
18.26.1	-135801.706	85904.870	262938.616200
20.15.2	-136071.007	85976.770	2740173.134049
21.13.3	-135861.277	85987.338	2347268.455660
K112	-135841.671	85955.308	1193203.865238
合計面積		7526.514021	
面積		3784.2570105	
地積		3784.25	m ²

地番	公 例	面 積	地 価
106404.7092315		3784.25	
		184640.4452210	
		184640.44	m ²

作成者	芦屋市中町1丁目4番27号 光川徳架	申請人	1 1000
	(平成 年 月 日作成)		

図地測量

地番	1-
土地の所在	芦屋市奥山

(4/4)

測量点目録一覧表

点名	X座標	Y座標
K119	-126162.818	88056.235
K140	-126764.712	88841.083
K161	-126505.078	88470.815
K162	-126568.204	88370.361
K163	-126560.283	88310.879
K164	-126561.253	88310.421
K165	-126562.005	88302.816
K166	-126560.781	88302.463
K167	-126560.818	88300.589
K168	-126560.747	88300.657
K169	-126561.875	88300.630
K170	-126562.789	88300.618
K171	-126563.486	88302.404
K172	-126560.178	88302.722
K173	-126564.556	88300.327
K174	-126560.700	88300.635
K175	-126560.711	88300.613
K176	-126560.658	88300.149
K177	-126560.332	88310.546
K178	-126561.318	88314.052
K184	-126567.373	88340.450
K185	-126568.335	88342.491
K186	-126563.306	88320.288
K187	-126553.228	88010.570
K188	-126574.325	85370.849
K189	-126510.945	85372.286
K190	-126504.161	85365.022
K198	-126572.263	85321.654
K199	-126571.179	85321.006
K210	-126542.726	85350.722
K211	-126536.784	85350.798
K214	-126543.863	85353.073
K215	-126544.838	85353.468

作成者 土木技術士 光川徳架	監理者 年月日 (平成 年 月 日作成)	申請人	縮尺 1
-------------------	----------------------------	-----	---------

芦屋市公有財産評価委員会
平成23年9月22日

打出 芦屋財産区共有財産管理者
芦屋市長 山中 健様

芦屋市公有財産評価委員会
委員長 山口 謙次

財産区共有地の処分価格について（通知）

平成23年9月12日付芦総用第1417号で依頼のありました下記物件の処分価格については、平成23年9月22日に開催した平成23年度第3回公有財産評価委員会において審議し、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 評価対象地
芦屋市奥山1番231の一部
- 2 評価時点
平成23年4月1日
- 3 答申価格
2,100円／m²

以上